

大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に児童を扶養しているもの（以下「母子家庭の母等」という。）の就労のための主体的な能力開発の取組を支援し、もつてその者の属する世帯の自立の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給)

第2条 給付金は、次条に規定する支給対象者が、第4条に規定する対象講座を受講する場合に、その受講のため要する費用の一部につき、支給するものとする。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に居住する母子家庭の母等であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、当該所得の算出に当たっては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しないものとする。
- (2) 給付金の支給を受けようとする者の就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等から判断して、その者が適職に就くために対象講座の受講が適当であると認められること。

(対象講座)

第4条 給付金の支給の対象講座は、次に掲げる講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による教育訓練給付金（次号及び第3号において「教育訓練給付金」という。）であつて、一般教育訓練（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「省令」という。）第101条の2の7第1号に規定する一般教育訓練をいう。）に係るもの（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準ずるものとして市長が認める講座
 - (2) 教育訓練給付金であつて、特定一般教育訓練（省令第101条の2の7第1号の2に規定する特定一般教育訓練をいう。）に係るもの（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とするものに限る。）及びこれに準ずるものとして市長が認める講座
 - (3) 教育訓練給付金であつて、専門実践教育訓練（省令第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練をいう。）に係るもの（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とするものに限る。）及びこれに準ずるものとして市長が認める講座
- 2 給付金の支給の対象経費（以下「支給対象経費」という。）については、第1号に掲げるものとし、第2号に掲げるものは対象外とする。

(1) 対象経費

- ア 教育訓練施設に対して支払った入学金（対象講座（第6条の規定による対象講座の指定を受けたものに限る。以下この項において同じ。）の受講の開始に際し、当該教育訓練施設に納付する入学金又は登録料）
- イ 受講料（対象講座の受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費）

(2) 対象外経費

- ア 検定試験の受講料
- イ 対象講座の受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費
- ウ 対象講座の補講費
- エ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用
- オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- カ 対象講座の受講のための交通費、パソコン、ワープロ等の器材の費用等

(支給額等)

第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 対象講座の受講開始日において、前条第1項第1号に掲げる講座を受講する場合にあっては一般教育訓練給付金の支給を、同項第2号に掲げる講座を受講する場合にあっては特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者 その者が支払った支給対象経費の額に100分の60を乗じて得た額（その額が200,000円を超えるときは200,000円とし、12,000円を超えないときは給付金の支給を行わないものとする。）
- (2) 前条第1項第3号に掲げる講座を受講する支給対象者であって、対象講座の受講開始日において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができないもの その者が支払った支給対象経費の額に100分の60を乗じて得た額（その額が当該対象講座の修学年数に400,000円を乗じて得た額を超えるときは当該修学年数に400,000円を乗じて得た額と1,600,000円とを比較して少ない方の額とし、12,000円を超えないときは給付金の支給を行わないものとする。）
- (3) 対象講座の受講開始日において、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金等」という。）の支給を受けることができる支給対象者 前条第1項第1号又は第2号に掲げる講座を受講する者にあっては第1号に定める額、同項第3号に掲げる講座を受講する者にあっては前号に定める額から、雇用保険法第60条の2第4項の規定によりその者が支給を受けた一般教育訓練給付金等の額を差し引いた額（その額が12,000円を超えないときは、給付金の支給を行わないものとする。）

2 給付金は、原則として支給対象者1人について1回限りの支給とする。

(対象講座の指定等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）を市長に提出し、受講開始前にあらかじめ給付金の支給の対象講座である旨の指定を受けなければならない。

2 前項の規定による指定申請書の提出は、毎年度、市長が定める期間に行わなければならない。

3 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合は、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

- (1) 当該指定申請書を提出した者（以下「指定申請者」という。）及びその扶養する児童（法第6条第3項に規定する児童をいう。以下同じ。）の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
- (2) 当該指定申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該指定申請者が児童扶養手当受給者の場合（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）に限る。）又は当該指定申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。以下この号及び次号において同じ。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及びその数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無並びにその数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号。以下「申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

4 市長は、対象講座の指定については、本人の意向を踏まえつつ、当該講座が、指定申請者を適職に就かせる観点から適当であるか等を審査し、その緊急性や必要性について考慮の上判定するものとする。

5 市長は、指定申請書を受理したときは、支給要件を審査の上、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（様式第3号。以下「指定通知書」という。）又は自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定棄却・却下通知書（様式第4号）により当該指定申請者に通知するものとする。

第6条の2 受講開始前に対象講座の指定を受けていない者であつて、真にやむを得ない事由により指定申請書を受講開始前に提出できなかったものについては、その者が受給要件を満たし、対象講座の受講が適職に就く観点から適当と認められる場合に限り、受講開始前に対象講座の指定を受けたものとみなすことができる。

(支給申請)

第7条 前条の規定による対象講座の指定を受けた者は、当該講座の修了後、市長に自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式第5号。以下「支給申請書」という。)を提出しなければならない。

2 支給申請は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者にあつては、その支給額が確定した日)から起算して1月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

3 支給申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合又は所得に関する書類について証明すべき対象となる所得が対象講座指定申請時と同じである場合においては、市長は、添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 当該支給申請書を提出した者(以下「支給申請者」という。)及びその扶養する児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 当該指定申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該指定申請者が児童扶養手当受給者の場合(8月から10月までの間に申請する場合を除く。)に限る。)又は当該指定申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。以下この号及び次号において同じ。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及びその数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無並びにその数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(様式第2号。以下「申立書」という。)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

(3) 当該支給申請に係る指定通知書

(4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、支給申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

(5) 教育訓練施設の長が、支給申請者本人が支払った支給対象経費について発行した領収書(明細を記したものを含む。)

(6) 一般教育訓練給付金等の支給を受けている者にあつては、教育訓練給付金支給・不支給通知書その他支給を受けている額を証明する書類

(7) 地方税関係情報の取得に関する同意書(様式第6号)

(支給決定等)

第8条 市長は、支給申請書の提出があつたときは、当該指定申請者が第3条に規定する要件に該当しているかどうかを調査の上、速やかに支給の可否を決定し、その旨を自立支援教育訓練給付金支給決定通知書(様式第7号)又は自立支援教育訓練給付金不支給決定通知書(様式第8号)により当該支給申請者に通知しなければならない。

(大津市補助金等交付規則との関係)

第9条 第7条及び前条に規定する手続をもって、大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)第4条、第5条、第7条、第14条、第15条及び第18条に規定する手続に代える。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

2 この補助金は、国の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第4号の改正規定は、同年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成28年4月1日以後に修了した教育訓練に係る給付金について適用し、同日前に修了した教育訓練に係る給付金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年5月26日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

2 新要綱第5条の規定は、平成29年4月1日以後に修了した対象講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した対象講座に係る給付金については、なお従前の例による。

3 新要綱第6条の規定にかかわらず、新要綱第5条第2号に掲げる者（平成29年4月1日以後に対象講座の受講を修了した者であって、新要綱第6条の規定による対象講座の指定を受けていない者に限る。）が新要綱の施行後速やかに新要綱第6条第1項の指定申請書を提出して対象講座の指定を受けた場合は、対象講座の受講開始前に対象講座の指定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、同年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和元年11月11日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

2 新要綱の規定は、平成31年4月1日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る給付金については、なお従前の例による。

3 新要綱第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、新要綱第5条第1項第3号に掲げる者（平成31年4月1日以後に新要綱第4条第1項第2号及び第3号に該当する講座の受講を修了した者であって、新要綱第6

条第1項の規定による対象講座の指定を受けていない者に限る。)が新要綱の施行後速やかに新要綱第6条第1項の指定申請書を提出して対象講座の指定を受けた場合は、対象講座の受講開始前に対象講座の指定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の大津市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

2 新要綱の規定は、令和4年4月1日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る給付金については、なお従前の例による。